

学校感染症罹患時の出席停止について

感染症予防のために、児童生徒が学校保健安全法施行規則第 18 条に規定されている感染症に罹患した場合、あるいは罹患した疑いがある場合は学校保健安全法第 19 条に基づいて出席停止の扱いと致します。

分類	病名	出席停止基準
第一種	・エボラ出血熱 ・痘そう	治癒するまで。
	・クリミアコンゴ熱 ・南米出血熱	
	・ペスト ・ジフテリア	
	・ラッサ熱	
	・マールブルグ熱	
	・重症急性呼吸器症候群/SARS	
	・急性灰白髄炎/ポリオ ・鳥インフルエンザ/H5N1	
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したのち 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘(水疱瘡)	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで。
〔結核 髄膜炎菌性髄膜炎〕	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認められるまで。	
第三種	・コレラ ・細菌性赤痢	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認められるまで。
	・腸チフス ・パラチフス	
	・急性出血性結膜炎	
	・腸管出血性大腸菌感染症	
	・流行性角結膜炎(流行り目)	
	・その他感染症	

※参考「その他感染症」

・感染性胃腸炎・サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症・マイコプラズマ感染症・肺炎球菌感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑・急性細気管支炎(RS ウイルス等)・EB ウイルス感染症・帯状疱疹・手足口病・ヘルパンギーナ・A,B 型肝炎・伝染性痲疹(とびひ)・伝染性軟属腫(水いぼ)・アタマジラミ・疥癬・皮膚真菌症

【第 3 種「その他感染症」の取り扱いについて】

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第 3 種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。

【参考】 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日 を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

(例)

【新型コロナウイルス感染症】

【出席停止期間の基準】							
発症(発熱)した日の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快した日の翌日から1日を経過するまで。							
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	発熱	解熱 症状あり	症状軽快	症状軽快後 1日目	発症後 5日以内	登校可能日	
発熱	発熱	発熱	解熱 症状あり	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能日	
発熱	発熱	解熱 症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能日

【インフルエンザ】

【出席停止期間の基準】							
発症(発熱)した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した日の翌日から2日を経過するまで。							
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日以内	登校可能日	
発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能日	
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能日